

佐倉市議会広報公聴委員会規程

(趣旨)

第一条 この告示は、佐倉市議会基本条例（平成二十二年佐倉市条例第三十四号。以下「条例」という。）第八条第三項の規定に基づき、広報公聴委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第二条 委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 条例第七条第一号に規定する議会報告会及び同条第二号に規定する意見交換会の開催を企画し、及び必要な調整を行うこと。

二 条例第十四条第一項に規定する政策討論会の開催を企画し、及び必要な調整を行うこと。

三 条例第二十一条の規定により次に掲げる議会広報活動を行うこと。

イ 議会広報紙の編集

ロ 議会広報紙以外の多様な広報手段の活用

四 広報広聴活動により明らかになった政策課題の整理及び当該政策課題の常任委員会又は特別委員会等への報告に関すること。

五 前各号に掲げるもののほか、議会の広報及び公聴に関すること。

(定数)

第三条 委員の定数は、十人以内とする。

(委員の選任及び任期)

第四条 委員は、議員のうちから会派代表者会議の推薦を受け、議長が委嘱する。

2 委員の任期は、一年とする。ただし、委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が選任されるまで引き続き在任するものとする。

3 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第五条 委員会に、委員長及び副委員長各一人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期による。

(佐倉市議会委員会条例の準用)

第六条 委員会の運営については、佐倉市議会委員会条例(昭和三十一年佐倉市条例第三十号)の規定を準用する。

(補則)

第七条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

- 1 この告示は、平成二十三年七月四日から施行する。
- 2 この告示の施行の日以後最初に委嘱された委員の任期は、第四条第二項の規定にかかわらず、平成二十四年五月三十一日までとする。

附 則

この告示は、平成二十四年五月十五日から施行する。